

北上市告示甲第5号

北上市障害者等日中一時支援事業費補助金交付要綱（平成18年北上市告示第112号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月分の日中一時支援事業に係る申請については、なお従前の例による。

令和6年2月14日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第77条第3項</u>の規定に基づく地域生活支援事業として、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図るために支援する事業の実施に要する経費に対し、補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業実施者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第77条第5項</u>の規定に基づく地域生活支援事業として、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図るために支援する事業の実施に要する経費に対し、補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業実施者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サ</p>

ービス事業者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等のうち、次の各号に掲げた事業を行う法人又は事業を行うことができる」と市長が認めた法人をいう。

ア～ウ [略]

エ 児童福祉法第6条の2の2第3項の医療型児童発達支援

オ 児童福祉法第6条の2の2第4項の放課後等デイサービス

ービス事業者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等のうち、次の各号に掲げた事業を行う法人又は事業を行うことができる」と市長が認めた法人をいう。

ア～ウ [略]

エ 児童福祉法第6条の2の2第3項の放課後等デイサービス

備考 改正部分は、下線の部分である。